

議案第84号

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港国際ターミナルの機能の強化を図るため、分館として中央ふ頭クルーズセンターを新設する必要があるによる。

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例

博多港国際ターミナル条例（平成5年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 ターミナルに分館として、中央ふ頭クルーズセンター（以下「センター」という。）を福岡市博多区沖浜町に置く。

第16条の2第1項中「許可利用者」を「ターミナル（センターを除く。）の許可利用者」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 センターの許可利用者からは、それぞれ別表第3から別表第5までに定める額の範囲内において、利用料金を徴収する。

別表第2の次に次の3表を加える。

別表第3

種 別	金 額
外国航路の旅客の検査に使用する施設及び待合所	1回につき 3,500円
事 務 室	1月1平方メートルまでごとに 1,500円
倉 庫	1月1平方メートルまでごとに 1,500円

利 用 者 駐 車 場	1 台 1 回 につき 30 分 まで ごと に	
	(1) 普通車	100円
	(2) バス	300円

備考

- 1 センターの施設（利用者駐車場を除く。）の利用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 2 普通車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車（バスを除く。）、中型自動車及び普通自動車をいう。

別表第4

種 別	午前9時から正午まで	午後零時30分から午後3時まで	午後3時30分から午後6時まで	午後6時30分から午後10時まで	午前9時から午後3時まで	午前9時から午後6時まで	午後零時30分から午後6時まで	午後零時30分から午後10時まで	午後3時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
待合棟全区画	円 5,700	円 8,800	円 8,800	円 14,900	円 14,000	円 21,100	円 16,200	円 29,900	円 22,800	円 34,300
待合棟区画A	1,600	2,500	2,500	4,200	4,000	6,000	4,600	8,500	6,500	9,800
待合棟区画B	1,600	2,500	2,500	4,200	4,000	6,000	4,600	8,500	6,500	9,800
CIQ棟全区画	8,100	12,500	12,500	21,300	20,100	30,100	23,200	42,700	32,700	49,000
CIQ棟区画A	2,400	3,700	3,700	6,400	6,000	9,000	6,900	12,800	11,600	14,700
CIQ棟区画B	2,400	3,700	3,700	6,400	6,000	9,000	6,900	12,800	11,600	14,700

備考

- 1 センターの施設の区画（以下「区画」という。）の利用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 2 区画の利用者が入場者から入場料を徴収する場合の額は、この表の金額の10割増しとする。
- 3 区画の付属設備の額は、規則で定める。

別表第5

種 別	金 額	
屋 内	(1) 床面 1月1平方メートルまでごとに 2,000円 1日1平方メートルまでごとに 200円	
	(2) 壁面 1月1平方メートルまでごとに 1,000円 1日1平方メートルまでごとに 100円	
	屋 外	1月1平方メートルまでごとに 560円 1日1平方メートルまでごとに 56円
		ただし、電柱類、管類及び鉄塔を設置する場合には、福岡市道路占用料徴収条例の規定を準用して算出して得た額とする。

備考 センターの一部の占用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の108を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、中央ふ頭クルーズセンターの供用は、規則で定める日から開始する。

(指定管理者を指定する日の前日までの期間における利用料金の取扱い)

- 3 この条例による改正後の博多港国際ターミナル条例第16条の2第1項の規定にかかわらず、中央ふ頭クルーズセンターに係る指定管理者を指定する日の前日までの間については、市長は、同条例別表第3から別表第5までに定める額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。